

台風・大雪等の気象災害により 農作物や農業用施設等が被害を受けたら...

台風や大雪のような気象災害により、農作物や農業用施設等において広域的に大規模な被害が発生した場合、国等による補助事業が実施される可能性があります。

なお、補助事業が実施されるか否かは、町や県全体の被害額を基に判断されることから、正確な被害額の把握のため、下記連絡・問合せ先まで被害状況の御報告をお願いします。

また、補助事業に取り組む際には、**被災による減収額の確認**や**被災状況の詳細な記録**が必須となりますので、以下の内容を参考に御対応をお願いします。

農作物の被害について

農作物の被害により、平年の総収入に対して一定割合以上の減収があった方などを対象に、資金融資の利子助成や、被害対策としての肥料購入費、種苗購入費等の一部補助が実施される場合がありますので、農作物が被害を受けた際は、災害発生後速やか(概ね1ヶ月以内)に、減収額等が確認できる資料をご用意のうえ下記連絡・問合せ先まで御報告ください。

農業用施設の被害について

被害状況に応じて、農業用施設の再建費用等の補助が受けられる場合がありますので、以下の例を参考に被災状況の記録をお願いします。

①被災状況を図示した図面の作成

施設ごとに番号をつけた配置図を手書き等で作成し、それぞれの施設の**被災内容**(ビニール破れ、19mmパイプ破損など)と**被災規模**(ビニール30m、パイプ20本など)を図示してください。

②被災状況の写真の撮影

上記の配置図に図示した被災内容が確認できるよう、施設1棟ごとに**施設全体と被災部分それぞれの写真**を撮影してください。(既に被災施設を撤去している場合は、撤去した資材の写真を撮影していただき、①の図面との関係が分かるように整理してください。)

※施設の復旧に着手する場合

被災した農業用施設の復旧に着手する場合は、復旧に伴う各種書類(見積書、契約書、請求書、領収書等)が補助事業に取り組む際に必要となりますので、全て確実に保管してください。

※国等により補助事業が実施されることとなった場合は、改めてお知らせいたします。

【連絡・問合せ先】

小美玉市 産業経済部 農政課 TEL 0299-48-1111
FAX 0299-48-1199